

16 性的な画像が発見された場合の対応

【事例】

生徒Aから「同級生Bの裸の画像が生徒の間で出回っている。」との相談を受けて確認した結果、生徒CのスマートフォンからBの裸の画像が発見された。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・教職員は、画像を所持している生徒から、入手した経緯を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、把握している情報を共有する等して組織的に対応する。
- ・画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、速やかに関係生徒の聞き取りを行う。その場合、個別の聞き取りを一斉に行う等、画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。
- ・他校の生徒が関与している場合には、速やかに当該学校に連絡し、連携して対応する。

[被害生徒のケア]

- ・被害生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害生徒の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布等、被害生徒の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

[保護者への相談]

- ・早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・画像の流出等の被害拡大を防ぐため、速やかに、警察に相談することを被害生徒の保護者に促す。
- ・被害生徒の保護者が被害届を出す意向を示した場合には、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを保護者に伝えて理解を求める。

[画像等の保全]

- ・画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、状況を把握するとともに、プロバイダ等に削除要請を行う。
- ・スマートフォン等に画像が保存されている場合には、生徒に対して安易に画像を削除するような指導は行わず、被害生徒やその保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるように指導する。
- ・被害生徒の保護者が警察への相談を拒否した場合等、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、被害生徒の人権等に配慮した上で、目前で速やかに画像を削除させ、削除が完了したことを確認する。

[警察等との連携]

- ・警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機等を明らかにすることで、生徒への指導を効果的に行う。

[個別指導と全体指導]

- ・画像を所持していた生徒に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため、被害生徒が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。また、指導に当たっては、SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないように配慮する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について速やかに報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・被害生徒等が精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する等、早い段階から支援や助言を受ける。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[情報モラル教育の充実]

- ・ネットワーク上のルールや法律の内容を理解させ、違法な行為のもたらす問題について考えさせる。
- ・一度公開した情報は、複製される等して完全に削除することが困難であること等、インターネットに潜む危険性について理解させ、個人情報を書き込んだり、教えたりしないよう指導する。
- ・児童ポルノを製造したり、提供したり、所持・保管したりすることは犯罪であることを認識させる。

[フィルタリングの促進]

- ・生徒が使用する通信機器にはフィルタリングの設定をすることや、安易にフィルタリングを解除しないことについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、理解と協力を求める。

[家庭でのルール作りの促進]

- ・保護者に対し、家庭で話し合いながらインターネットの利用に関するルール作りを行い、生徒の利用状況や発達の段階に応じて、ルールの見直しを行うよう働きかける。